

平成28年8月25日

第90回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第90回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成28年8月12日
告示番号 遠野市農業委員会告示第 号
会議年月日 平成28年8月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩
事務局次長兼
農業振興係長 宮田秀一

農地係長 千葉芳治

本日の案件 第90回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後1時30分

<p>議 長</p>	<p>【開会】 今日はこの暑さの中、お集まりいただき誠にありがとうございます。水田のほうは暑さの上に台風ということで湿度が高く、いもち病の発生した圃場も見られますし、更にカメムシも多く発生していると報告もあります。したがって、いもち病防除更にはカメムシ防除で忙しい中をお集まりいただきました。ありがとうございます。これから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行いたいと思いますので、ご起立願います。先章を3番 鈴木重徳委員にお願い致します。</p>
<p>3 番 委 員</p>	<p>はい。それでは、前段を読み上げますので、後段のご唱和をお願い致します。 (「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略) ありがとうございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は、27名であります。定足数に達しておりますので直ちに第90回遠野市農業委員会総会の開会を宣言します。</p>
<p>議 長</p>	<p>7番 佐々木恵美子委員、16番 菊池由雄委員、29番 菊池康祝委員からは諸事情で欠席したいという申し出がありました。25番 綱木秀治委員からは、いもち・カメムシ防除を地域からお願いされているのが、終了するまで若干時間がかかるため遅れるという届出があり、これを了承しましたのでご報告を致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席致しました会議等についてご報告を致します。8月3日、平成28年度第2回上閉伊地方農業委員会連絡会が大槌町で開催されました。これには、私と佐々木会長職務代理者と局長で出席をしております。内容につきましては、岩手県農業委員会大会の議案審議と研修会の内容でありました。議案につきましては、皆様にご審議いただき、決議いただきました内容をもって、奥友委員にチェックをしていただき持ち寄ったところ、遠野市の案が非常に良い、ということで釜石・大槌の会長さんの方から、遠野市案を主代表にということでお話をいただきまとめたところであります。これにつきましては、運営委員会に一任ということでありましたので、運営委員の皆様には通知をさせていただいております。なお、研修会ですが、11月の予定になりますが、大槌町の方で岩手県農業会議会長を講師にお願いをしたいということであります。今の農業委員会等に関する法律の改正に基づいての農業委員の定数又は職務等について、講演をいただきたいということで進めているところであります。8月10日には、岩手県農業会議常設審議委員会が盛岡で開催されましたので出席をしております。さらに8月19日には、平成28年度遠野市戦没者追悼・平和記念式に農業委員会代表として出席をさせていただき、献花をさせていただきました。同日であります。耕作放棄地発生防止・解消活動表彰に係る岩手県農業会議との打ち合わせということであります。これまで遠野市農業委員会で取り組んできた耕作放棄地解消の取り組みが、県の代表として東北地区に推薦したいというのが岩手県農業会議からのお話があり、その作文が県代表とすればもう少し積極性をもっていきたいということがあり、再度見直しをして東北に推薦したいということでした。24日昨日でありましたが、北上市農業委員会の家族経営協定締結のすすめ研修会があり、遠野市からパネルディスカッションのパネラーとして2名の依頼があり、私と小友町の菊池陽佑さんの2人で行ってまいりました。北上市では、昨年の実績が無かったとの話を聞きました。家族経営協定を交わしたことにより、お父さんが認定農業者で青色申告の場合は、掛け金2分の1が国からの助成を受けることができるのですが、これをPRしてこなかったということを悔やんでおりました。この家族経営協定、青年就農交付金を受給するときにも、ご夫婦でいただく場合には、家族経営協定を交わしているのが義務なのですが、これらもやってこなかったということで、今後本気になって取り組もうということでありました。午前中の北上でしたけれども、午後からは古川農林畜産部長、阿部農業振興課長と、農業委員会等に関する法律の改正に伴う意見交換を行ったところです。農業委員は、これまで公選・選挙でも</p>

ってなされる委員と、12条第1項2項議会からの推薦と、各農業団体からの推薦によって構成してきたわけでありましたが、平成30年3月2日からは、市長・首長の任命になるということであり、現在農業委員会では組織検討会を構成し、どうするかということ議論しているわけでありましたが、これは市・首長が任命をするということであり、市長の特権事項であり、これを農業委員会で先行するわけにはいかないだろうということです。市長が、農業委員会で今までの経験を活かし、農業委員会サイドで素案を作ってくれないか、という要請があった場合についてはやりましょうということにしたいと思います。素案については、農業委員会サイドで作り上げ、市長のほうで最後農業委員会頼むとなれば、やっていかなければならないというものであります。私の出席をした会議等は以上であります。

【事務事業経過報告】

議長
事務局長

続きまして今月の農業委員会事務事業経過については事務局長に説明を求めます。

はい、議長。

それでは、遠野市農業委員会事務事業経過報告につきまして、お手元の経過報告書に基づきながら説明を致します。最初に経過報告でございます。7月27日から8月4日までの期間、市内11地区において農地パトロールを実施したところでございます。農地パトロールに携われた委員さんにつきましては、大変お疲れ様でございました。8月10日、農地法等の申請締切日でございます。この農地法の申請に基づきながら、8月18日・19日に農地転用等の現地確認調査を行っております。当初8月17日を予定しておりましたが、台風とぶつかりまして避難準備情報が流れたところでございますので、8月17日については19日に延期をして行なったところでございます。そして、本日の第90回遠野市農業委員会総会でございます。総会終了後は、第3回の農業委員会研修会ということで、岩手県農業会議の宮崎相談員を講師としてお招きし、農地法等に係る相続に関して研修をいただく予定となっております。また、併せまして家族経営協定について協議というかたちで研修会を予定しています。明日以降の主な行事予定でございます。9月2日、岩手県女性農業委員ポラーノの会第2回理事会でございますが、これには佐々木恵美子委員が出席する予定となっております。9月2日から平成28年9月遠野市議会定例会が開会となります。なお、9月5日・6日の2日間は、本会議一般質問でございますが、8月29日に一般質問の通告締め切りということで、通告があった際につきましては、会長答弁というかたちで9月5日若しくは6日に、一般質問対応というかたちになることでございます。なお、9月定例議会につきましては、決算委員会、予算委員会等も含めまして、15日までの期間となっております。なお、本会議につきましては会長が出席をする予定となっております。9月5日でございます。第2回農業委員会だより編集会議を開催する予定でございます。本日、編集委員さんに編集会議開催の通知をお渡ししてございますので、よろしくお願いをします。9月12日、農地法等申請締切日でございます。同日には岩手県農業会議常設審議委員会が盛岡市で開催し、会長が出席する予定となっております。なお、現地確認調査につきましては9月16日ということですが、申請の件数にもよると思いますが、今月につきましては9月15日が八幡神社例祭、そして9月17・18日が遠野まつり、9月19日が敬老の日ということで、仮に例えば専門委員会を開く予定が入った場合とかは、現地確認調査について若干調整をさせていただきたいと思います。その週は、秋分の日、連休との兼ね合いもありますので、平日は9月20日・21日の2日間しかなく、そして23日の総会を迎えるという予定ですので、遠野祭りの17日・18日は除きたいと思いますが、19日の敬老の日は調整によっては現地確認調査をお願いする可能性もあるということで、お含みおきをしていただければと思います。9月23日は第91回遠野市農業委員会総会でございます。そして10月27日・28日の両日、一泊二日で農業委員会県外研修の予定としてございます。県外研修の日程につきましては運営委員会等で検討をしまいましたが、8月・9月の日程が厳しいということで農繁期終了後の10月下旬の10月27・28日を予定にしたところですが、11月10日につきましては岩手県農業委員会大会が開催されます。そして先ほど会長の方からもお話がありました上閉伊地方農業委員研修会が11月中旬に開催される予定で進めているところで

	<p>ございます。主な行事予定でございました。なお、裏面の方には、地域農業マスタープランの地区検討会として、7月13日から8月3日まで開催されました。その結果について載せてございます。以上でございます。</p> <p>【報告事項】</p>
議 長	<p>はい。次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定に係る届出案件は専決処分致しましたので、その内容を事務局長から報告願います。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。報告第1号についてご説明致します。議案書1ページでございます。議案書1ページは農地法第3条の3第1項の規定に基づき相続等によって権利を取得された4名の方からの届出でございます。本案件につきましては、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により、平成28年8月17日に専決処分をし、届出者に受理通知書を交付致しましたので、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>はい。ただ今、事務局長から報告をした案件につきまして質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。</p> <p>次に、報告第2号、「農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可申請の取下願」は良として専決処理を致しましたので、事務局その内容を報告願います。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。報告第2号についてご説明を致します。議案書の第2ページでございます。議案書の第2ページにつきましては「農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請の取下願について」でございます。申請者より取下げ願いが提出され、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定によりまして、平成28年8月17日に専決処分を致しましたので同条第3項の規定により本総会に報告するものでございます。内容についてです。</p> <p>申請人、●●町 ●●●●。土地の表示等、●●町●●●●、2筆。地目、田。面積、107平方メートル。内容につきましては、農作業小屋。提出日でございますが、願出日は平成28年8月4日。専決処分の日には先ほど申しましたように平成28年8月17日でございます。内容につきましては、先月の25日に開催されました第89回農業委員会総会におきまして、第4条第1項の規定による許可相当ということで可決を頂戴したわけでございます。この案件につきましては、県の方に進達を致しましたが、本案件は面積要件からして転用許可不要案件として該当をする、と岩手県から通知があったということに基づきまして、取下げ願いの提出が本人からあったということございまして、それを専決処分したということでございます。なお、この面積要件でございますが、200平方メートル以下の農業用施設については転用許可不要案件ということで岩手県から指摘があったところでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から報告致しましたことについて、ご質問等ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。</p> <p>次に、報告第3号、「農地法第4条第1項及び第5条第1項に係る許可案件の取消願」は良として専決処理しましたので、その内容について事務局報告を願います。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。報告第3号についてご説明を致します。議案書の3ページでございます。議案書の3ページにつきましては「農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可処分の取消願について」、取消願が出されましたことに基づきまして、遠野市</p>

	<p>農業委員会規則第5条第2項の規定によりまして、平成28年8月17日に専決処分を致しましたので同条第3項の規定により本総会に報告するものでございます。内容につきましてご説明致します。</p> <p>申請者でございます。事業者、遠野市●●町 ●●●● 理事長 ●●●●。貸人、遠野市●●町 ●●●●。土地の表示等、所在地地番でございます。●●町●●●●。地目、田。面積、1,459平方メートル。内容につきましては、サービス付き高齢者向け住宅。許可年月日でございますが、平成27年2月16日でございます。県からの許可でございます。願い出日でございますが、平成28年8月4日でございます。専決処分した日にちにつきましては平成28年8月17日でございます。平成27年2月16日付で許可になった●●●●の整備につきまして、許可後に遠野市の方から、●●●●周辺の●●●●に整備することの協力要請があり、届出願い出人側が検討致しまして、協力要請を受ける、ということの決定をしたことによりまして、願い出が出され、専決処分をしたところでございますので、よろしくお願い致します。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの報告に関しまして質疑ございませんか。</p>
12番委員	<p>はい、議長。12番 山崎です。住所的には●●●●町●●ですが、所在の地番が●●●●周辺ってということは、自宅のことを指しているのですか。●●町●●の地番は、記憶によれば、●●●●から下がった所の土地がここではないかと思われまして。内容についての●●●●周辺っていう開発の部分と所在地の所が、かみ合わないから分からないのですが、分かれば説明してほしいと思います。</p>
事務局 長	<p>はい、議長。初めは、この●●町●●の地番に●●●●を整備する予定で進めていたところでございますが、市から●●●●を中心とした●●●●の整備の事業を行っており、その周辺にこの住宅を建ててもらえないか、という要請が●●●●さんにあり、●●●●さんのほうで了解したということです。まだ建てる場所は確定していないようですけども、市からのその要請を受けたという内容でございます。</p>
12番委員	<p>●●●●となれば農地以外ということも考えられるわけなので、それについては良とします。はい、分かりました。</p>
議 長	<p>山崎委員からの質問は、●●町●●という田に建てたい、ということで●●●●から申請があり、これを平成27年2月16日に許可をしたわけでありまして、その後、市の方から●●●●周辺にということで、ただし農地以外ですから周辺の何処ってことの確定は、私らの農地法以外のことでですから分からないところですけども、●●●●周辺に建てていただきたいという市の要請に応じるということでの取下げ願いということですが、ご理解いただけたでしょうか。</p>
12番委員	<p>はい。</p>
4番委員	<p>はい、議長。4番です。昨年の2月に許可が出ているわけですが、現在この地目が田として機能しているのか、そのへんはどうなのですか。</p>
議 長	<p>今、許可した転用申請の取消し願いが出ているわけですが。その間、農地として水田として耕作等管理されているか、という質問です。</p>
農地係 長	<p>はい、議長。お答え致します。当時の平成27年2月に転用の申請が許可されまして、その後、事業運営の精査等が必要になったということで、期間変更の延長・計画変更が出されております。転用後の状況報告書ということで許可後3カ月一年に一回というもので、未着手という報告書を頂いておりまして、転用の許可期間中は耕作されていないものと思われまして。</p>
議 長	<p>地目、所在について、白岩委員、もし確認されているのであれば。</p>

28番委員	雑草が生えてきている状況です。田んぼを耕作しなかったわけですから、そのとおり草が生がっているようです。
議長	耕作はされていないのですか。
28番委員	していません。
12番委員	これは農地専門委員会で現地確認をしたのですよね。
28番委員	2月にしています。2月16日に許可するために現地の確認はしました。
12番委員	農地専門委員会で、遠野市から緊急性の案件だということで見て歩いて、そういうように経費もかけているわけだが、そのように計画をしても、遠野市の方で逆に市内のほうに建ててほしいと要請している。ちょっと残念な要請だなと感じたところでした。
議長	先ほど、新田委員から挙手がありました。
22番委員	はい、22番です。実は、この隣に毎日のように田んぼの水を見に行っていました。それで、いま白岩委員がお話したとおり、現状は田んぼではなく牧草地のような状況にあります。その報告をしたいと思います。
議長	それでは、議長からですが、いま取下げ願いが出され、市からの要請についてどのように対処していくか、ということ議論されてきたというように理解をしています。今回の農業委員会の決定に基づいて、取下げが認められた際には、やはり農地ですから農地として管理するように指導をしていきたいというように考えます。それでよろしいでしょうか。
	(「はい」の声あり)
議長	はい。その他質疑ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	よろしいですか。それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。次に、議案審議に先立ちまして、議事参与に関する注意事項を申し上げます。自己または同居の親族若しくは配偶者に関する事項について該当する委員は、その議事に参与できませんので、審議時には退席を願うこととなりますので、予めご了承をお願い致します。
議長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1についてお諮り致します。議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	はい。ご異議なしと認め、議事録署名人に4番 佐々木義弘委員、5番 奥寺晴夫委員、会議書記には事務局 宮田秀一次長を指名致します。
議長	次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局に求めます。
農地係長	はい。議長。4ページです。第90回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。(提出議案総括表(農地法等関係)を説明) 法第3条、今月計4件、5,363平方メー

	<p>トル。利用集積、今月計6件、47,301平方メートル。法第4条、なし。5ページです。法第5条、今月計6件、3,577.25平方メートル。適用外、今月計2件、726.1平方メートル。法第18条第6項、なし。以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第2】 次に日程第2、議案第30号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
農 地 係 長	<p>はい。議長。6ページです。議案第30号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について可否の決定を求めるものでございます。説明につきましては、番号、土地の所在地、面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由の順番に読み上げてまいります。</p> <p>1番、●●町、1筆、1,194平方メートル。●●町 ●●●●。●●町 ●●●●。相手方の要請により譲り受ける。耕作不便のため譲り渡すものです。</p> <p>2番、●●町、1筆、1,091平方メートル。●●町 ●●●●。●●町 ●●●●。相手方の要請により買い受ける。遠隔で耕作不便のため売り渡すものです。</p> <p>3番、●●町、1筆、216平方メートル。●●町 ●●●●。●●町 ●●●●。相手側の要請により買い受ける。労力不足のため売り渡すものです。</p> <p>4番、●●町、1筆、2,862平方メートル。●●町 ●●●●。●●町 ●●●●。規模拡大のため譲り受ける。相手側の要請により譲り渡すものです。以上4件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して担当委員から現地確認調査の結果等の説明をお願い致します。最初に●●町担当委員、お願いします。</p>
22番委員	<p>はい、議長。22番 新田です。17日の予定でございましたが、雨で19日に順延になったところです。委員3名、職員2名で現地を確認しました。1番については●●●●さんの隣接ということで、場所的に面積は●●●●さんの方が大きいということで、贈与するという現地確認でありました。2番については、●●●●さんが●●●●の施設に入所しているとのことで、畑を含んだ宅地並びに住宅を買い取りしてもらうということで、私ども確認をして来ました。以上でございます。</p>
議 長	<p>続いて、●●地区担当委員お願いします。</p>
2番委員	<p>はい。2番 似田貝です。●●●●さんの自宅前でございますが、家庭用菜園をしたいということです。農業委員4名、事務局職員2名ということで現地確認調査を実施したところでございます。何ら問題もなく現地確認調査をしたことを報告致します。</p>
議 長	<p>続いて●●地区担当委員お願いします。</p>
30番委員	<p>はい、議長。30番 佐々木です。予定通り18日、10時半から職員2名と農業委員5名で現地確認を致しました。●●●●さんとは、本家と分家の関係でございます。譲渡理由がここに載っているとおりでございます。今まで登記簿上、登記されていなかったといった内容でございました。今回正式に権利書を残すという内容でございました。現地は非常にきれいに整理をされていまして、何ら問題もなく見てまいりました。以上でございます。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の結果と説明を終了し早速質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「ありません」という声あり]</p>

議	長	よろしいですか。それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第30号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第3】 続いて、日程第3、議案第31号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。
議	長	はい、議長。議案第31号、「農用地利用集積計画の決定について」をご説明致します。今回の上程につきましては6件でございます。そのうちの5件が県の農業公社との利用権設定という内容となっております。それでは、これまでどおり番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、利用権を設定する土地、契約期間の順番に読み上げて説明させていただきます。
事務局次長		1番、●●●●。●●●●。●●町●●●●、外4筆、合計面積は10,813平方メートル。契約期間は10年です。
		2番、●●●●。●●●●。●●町●●●●、外4筆、合計面積が13,755平方メートル。契約期間は10年です。
		3番、●●●●。●●●●。●●町●●●●、外2筆、合計面積は10,504平方メートル。契約期間は10年です。
		4番、●●●●。●●●●。●●町●●●●、外3筆、合計面積は3,065平方メートル。契約期間は10年です。
		5番、●●●●。●●●●。●●町●●●●、面積が2,787平方メートル。契約期間は5年。
		6番、●●●●。●●●●。●●町●●●●、外2筆、合計面積は6,377平方メートル。契約期間は10年となっております。以上でございます。よろしくご審議のほどお願い致します。
議	長	事務局、権利の種類について説明をしてください。
事務局次長		はい、議長。権利の種類につきまして、付け加えさせて説明を致します。権利の種類につきましては、1番、中間管理権の設定でございます。2番、3番、4番も同じく中間管理権の設定でございます。5番につきましては、賃貸借権の設定。6番につきましては中間管理権の設定という内容となっております。以上でございます。
議	長	説明が終了しましたので、早速質疑に入ります。質疑ございませんか。
		(「なし」の声あり)
議	長	よろしいですか。それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第31号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第4】 次に日程第4、議案第32号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。

農地係長	<p>はい、議長。9ページです。議案第32号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」でございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>1番、風速計設置、作業場、作業用通路の整備を目的とする、その他施設用地として転用しようとするものです。申請地は農業振興地域内の農用地となっております。新設者は周辺地域の地形等を考慮した結果、好風状況が望まれる当申請地を適地として風力発電事業計画の事前調査を行うものであり、3年以内の一時転用は例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>2番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は10ヘクタール以上の一団の農地であり第1種農地と判断しました。申請者は実家のそばを生活の基盤として子育てに適した環境を整えるために当申請地に住宅を建築しようとするものであり、本案件は農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり金融機関の融資事前回答書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>3番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は300メートル以内に鉄道の駅がある第3種農地と判断しました。申請者は現在、借家住まいであり実家の隣地に生活の基盤を整えることで将来的に父母の見守りができることから当申請地に住宅を建築しようとするものであり第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号4番・5番は携帯電話・無線基地局新設工事に係る仮設作業場を目的とするその他の施設用地として一時転用しようとするものです。4番の申請地は10ha以上の一団の農地であり第1種農地と判断し、5番の申請地は農業振興地域内の農用地となっております。4番・5番の案件は携帯電話基幹地区解消のため基地局建設に係る仮設作業場として利用するものであり、3年以内の一時転用は例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては、4番・5番の案件とも自己資金により確保する計画であり金融機関の残高証明書を確認し、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>6番、●●●●の工事施工に必要な仮設事務所、工事車両等駐車場の整備を目的とするその他の施設用地として一時転用しようとするものです。申請地は農業振興地域内の農用地となっております。申請地は工事箇所へ近接しており施行条件・利便性による適地として選定したもので施設の概要は事務所1棟、物置2棟、工事車両等駐車場4台として利用しようとするもので、3年以内の一時転用は例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上6件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ただ今の説明に関連致しまして、担当委員から現地確認調査結果等の説明を求めます。最初に●●地区担当委員お願いします。</p>
17番委員	<p>はい、議長。17番 北湯口です。●●町の農業委員3名と、事務局で現地を確認してまいりました。事務局で説明をしたとおりでございますが、●●●●という●●●●なのですが、3年間の一時転用によって、その風向風力を調査したいということで、いずれは●●として使っていたわけですが●●も閉鎖しておりまして、そういう地域にとっては非常に良い。サイドに風力の羽根を付けてやるということで確認してまいりました。別に問題は無かったというように感じております。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>続いて、●●地区担当委員よろしくお願いします。</p>
27番委員	<p>はい、議長。27番 古屋敷です。19日、農業委員4名、事務局2名で現地を確認して</p>

	<p>まいりました。この2番の案件については、以前に農業委員会で審議され「可」とされた場所であります。●●●●さんの関係は親子でありまして、小屋の隣接に建てるということで、周りに影響はないという判断をして確認をまいりました。事務局の説明のとおりであります。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい。次に●●地区担当委員お願いします。</p>
5番委員	<p>はい、議長。5番 奥寺です。8月18日、地元委員2名、事務局2名で現地確認致しました。3番、4番、5番の案件ですが、事務局の説明のとおり何ら問題はありませんでしたので、ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい。●●地区担当委員お願いします。</p>
30番委員	<p>はい、議長。30番 佐々木です。同じく18日、事務局員2名と現地農業委員5名と現地を確認してまいりました。場所は●●方面に向かって、●●町から来る道路で、クロス地帯の所でございます。現場を見ましたが、農地・住宅地等々に特に問題は無く、非常に工事用の仮設事務所にちょうど良い場所だな、というふうにして見てまいりました。よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>地区担当委員からの現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第32号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、議案第32号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第33号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。10ページです。議案第33号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」でございます。農地法統制の適用外であることの証明願いが下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番。土地の所在地、●●町、2筆、331.1平方メートル。申請人、●●町 ●●●●●。手続きを怠っていた理由等は、亡祖父が昭和46年から願出地に隣接する宅地所有者に道路として利用させ現在に至る。相続で取得したため農地の認識がなかったためでございます。</p> <p>2番。土地の所在地、●●町、1筆、395平方メートル。申請人、●●町 ●●●●●。手続きを怠っていた理由等は、亡父が昭和26年に居宅を、昭和38年に物置を建築し現在に至る。相続で取得したため農地の認識がなかったためでございます。なお、1番は、隣接する宅地所有者の方が家の建て替えの計画により判明したものであり、2番は相続で財産を確認した際に判明したものでございます。以上、2件ご審議お願い致します。</p>
議長	<p>はい。説明が終わりました。ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認結果等の説明を求めます。●●町地区担当委員お願いします。</p>
9番委員	<p>はい、議長。9番 菊池です。8月19日、事務局2名、地元委員4名で現地確認を致しました。1番につきましては、これは相続人の祖父が宅地分譲した土地であります。</p>

		<p>そういう住宅が7・8件建っており、そしてその通路として使っておりますし。それを道路だと確認を致しました。2番につきましては、これもまた相続によって畑の所に宅地が建っていた、ということでもあります。これも確認を致しました。以上です。</p>
議	長	<p>はい、ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明を終了し早速質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>よろしいですか。それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第33号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第33号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【その他】</p> <p>それでは、その他に入らせていただきます。委員の皆様からご意見・ご提案等ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ございませんか。それでは事務局からは、ございませんか。</p>
事務局次長		<p>はい、議長。それでは事務局からその他の部分で皆様のほうにお諮りをさせていただきたいと思えます。総会資料のなかに「農業委員の公務災害補償制度について」という資料をお付けしております。これにつきましては、これまでも活動中における補償の普通傷害保険を掛けさせていただいております。これが今回更新の時期でございましたので皆様の互助会費のほうから掛けさせていただく関係上、今回皆様にご案内をさせていただきたいというところでございます。これまでの保険料、4の保険料ですが、B型、活動日数60日、1口1,500円の保険に加入しておりました。この補償内容とすれば死亡が560万円、後遺障害だと内容によって224,000円から560万円の補償があります。入院保険金は1日5,000円出ます。それから通院保険金は日額4,000円出ます、という補償内容で掛けさせていただいております。1口でございまして、2口であれば単純にこの倍の補償が受けられるということでございます。事務局とすれば継続で制度の加入を考えているところでございますけれども、引き続きB型1口での加入でよろしいかどうかを、お諮りさせていただきたいと思えます。よろしくお願い致します。</p>
議	長	<p>ただ今、事務局のほうから提案がありました公務災害補償制度。保険に加入ということですが、今までも加入をしてきました。現地確認調査又は総会等に参加する場合の移動途中に関する事故等についての補償ということでもあります。支払いについては互助会費からということで提案をしたいということですが、これについてご質問等ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>加入することよろしいですか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>それでは加入するという声が揃いましたので、加入をさせていただきたいと思えます。次に私のほうから農地法等に係る特異と申しますか、特別な案件が2件ほどございましたので、今後のために発言をさせていただきたいと思えます。一つは●●●●の●</p>

●●●地区に太陽光発電を整備したいというところが遠野市のほうへ意思を示した業者がありました。経営企画部のほうから各関係機関に問い合わせがあり、「農業委員会にはどうなのですか」ということがあったところ、職員が写真から判断をして「農地に該当するので農地法の手続きが必要ですよ」と言い切ってしまったのですが、ところが、その所有者は「これは山林だ」と訴え、登記簿上も山林であったわけです。農用地整備公団が農道を通す時に盛土をしたそうですが、そこを替えなかったために、どうも所有者が会社に勤めておったというように推測されますが、その方が管理を委託されたというように言っていますけれども、定かではなく、その方が亡くなってしまったということです。そこに牧草を播種して採草しておったようではありますが、ご主人が亡くなって奥さんが畜産業・酪農をやっていたようでして、それを使っている、と。ところがその所有者は使われていたことすら分からなかった、という申し出であります。農業委員で千葉委員と共に現地を見ましたところ、農地性が非常に高い、が農地として台帳搭載することは、ということでもいろいろ調べたのですが、慣例からしますと、「所有者が知らないがままに、利用者が農地として活用をした場合においては農地とは認められない」ということがございまして、今回農地としては認められなかった、というのが一点。もう一つ。今日ですけれども、●●町●●の農地の所有者、これは共有地でありましたけれども、相続によって権利を得た方、所在は●●の方です。この方の土地がどうやら所有者が知らない間に第三者が、親戚と言っていましたけれども、●●●●●というのがあるのですが、ここと契約が交わされて使われておったということです。無断で使用されているが農業委員会としてどうですか、という問い合わせがございました。これについて罰則をとか、いろいろ強い口調でお話しされましたが、あなたの財産であり、当事者が農業委員会を使ってどうかしようじゃなくて、まず当事者が無断で使われているのであれば、その方へ申し出をする。若しくは刑事告発をするとか、そういうようにいくべきところを、農業委員会で何とか罰則規定を使ってやれという申し出が出されましたが、拒否をさせていただきました。そのところが理解していただけないで、農業委員会の上部機関は、ということだったものですから、岩手県農業会議ですということで岩手県農業会議を紹介しましたが、岩手県農業会議では「それは民事なので遠野市農業委員会のお話のとおりです」という回答をいただいたところであります。これは情報の提供、守秘義務がありますのでよろしくお願いをしたいと思います。二つ目ではありますが耕作放棄地対策の表彰がいま東北に上がっておりまして東北管内で認められた場合においては全国にまた申達されます。すると最高は農林水産大臣表彰、全国農業会議所表彰とかいろいろあるわけでありましてけれども、これに向かっていくだけの事業が今までなされてきた。一つは農業委員が各地区・自分の担当する例えば遠野町は遠野町の農業委員で班を構成して耕作放棄地に菜の花を作付けしたと。草刈りをして菜の花を作付けしたと。綾織は綾織地区でそれをやってきた、というところで菜の花も定着してきて、今年はエゴマがいま健康食品として随分注目を浴びていると。言葉は悪いですが、ボケ防止だとかに良いということになって、いま足りないという状況で遠野市農業委員会として10アールやった訳ですけれども、このエゴマの作付けもうまく育っています。次は収穫ということでもありますので、これについてもエゴマの栽培について習得するために、収穫作業にも委員の皆様にご協力を頂ければと考えているところでもあります。9月の下旬の収穫になるのかなと。刈取りですから草刈り機械で2人か3人あればできるかなと。その後叩いて種を落とすという作業が乾燥後にあります。これらのご協力をお願いをしたいと思います。それでは、ただいま一方的に発言をさせていただきました、委員の皆様から何かお聞きしたいという発言がありましたらよろしくお願いたします。

(「なし」の声あり)

議

長

よろしいですか。それでは無いようでございますので、以上をもちまして第90回遠野市農業委員会総会を閉会致します。大変ご苦労さまでございました。

午後2時40分閉会

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年 月 日

遠野市農業委員 番_____

同 番_____

遠野市農業委員会会長 _____